

総務常任委員会記録

令和8年6月23日（火）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時47分

○出席委員（7名）

4番 工藤 裕介 委員	12番 坂本 崇 委員	15番 畑山 聡 委員
18番 千葉 浩規 委員	20番 外崎 勝康 委員	25番 佐藤 哲 委員
27番 清野 一 榮 委員		

○出席理事者（9名）

財務部長 今井 郁夫	市民税課長 工藤 信康
資産税課長 田中 知巳	総務部長 黒沼 立真
契約課長 成田 政嗣	建築住宅課長 伊藤 信明
公園緑地課長 早坂 謙丞	防災課長 青山 洋蔵
防災課参事 石岡 勝利	

○出席事務局職員（2名）

局長 西谷 慎吾	書記 外崎 容史
----------	----------

【午前10時00分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての以上2件であります。

初めに、案件1、付託案件の審査を行います。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第51号	弘前市税条例及び弘前市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
--------	---

○委員長（外崎勝康委員） まず、議案第51号弘前市税条例及び弘前市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○**財務部長（今井郁夫）** 議案第51号弘前市税条例及び弘前市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、扶養親族等申告書の提出義務を課す公的年金等受給者の範囲を見直すなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、主な改正の内容について御説明いたしますので、お配りしている資料1を御覧願います。

I、弘前市税条例の一部改正の、1、個人市民税の申告等の見直し等に伴う改正につきましては、主なものといたしまして、一つ目に、個人市民税における寄附金税額控除について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に対応するため、所要の改正を行うものであります。二つ目に、個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直すなど、所要の改正を行うものであります。このほか、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例のほか、住宅借入金特別税額控除について適用期限の延長に伴う改正をはじめ、地方税法の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

次に、2ページを御覧ください。

2、固定資産税に係る改正等につきましては、固定資産税について免税点の金額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

続きまして、IIの弘前市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部改正につきましては、災害被害者に対する地方税の減免措置等についての一部改正に係る総務省通知を受けまして、個人市民税の減免規定の整備を行うものであります。

このほか、附則において施行期日を定めるなど、所要の改正をするものであります。

説明は以上であります。

○**委員長（外崎勝康委員）** 本案に対し、御質疑ありませんか。

○**18番（千葉浩規委員）** 今回の改正を含む令和8年度の地方税制改正における個人住民税の概要についてお知らせください。

○**市民税課長（工藤信康）** 令和8年度地方税制改正における個人住民税の概要について、大まかなものを御説明いたします。

まず一つ目に、給与所得控除及びひとり親控除の見直しなど、二つ目として、住宅ローン控除の延長等に伴う措置、三つ目として、所得税の基礎控除の額の引上げに伴う個人住民税における所要の措置、四つ目として、個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置、五つ目として、個人住民税における配当課税に係る所要の措置などとなっております。

本定例会では、先ほど御説明申し上げました、今後の対応が必要となる改正部分について提案しております。

○**18番（千葉浩規委員）** 給与所得控除の見直しによって、扶養家族の対象となる合計所得金額も変わるということになると思うのですが、これがどのように変わるのかということと、また、対象者数が分かれば、その人数をお知らせください。

○**市民税課長（工藤信康）** 令和8年度税制改正により、令和9年度以降の同一生計配偶者や扶養親族の前年の合計所得金額要件が変更となり、現在58万円以下となっているものが62万円以下へと4万円引上げとなります。

その扶養親族としての対象者数は、直接把握はできませんが、本年6月15日時点の令和8年度における当市で合計所得金額が58万円を超え62万円以下である人数は、946人となっております。

ます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第60号 工事請負契約の締結について（令和8年度弘前市駅前住宅1期棟屋上防水・外壁等改修工事）

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第60号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。

弘前市駅前住宅1期棟屋上防水・外壁等改修工事に係る議案第60号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第60号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、弘前市公営住宅等長寿命化計画に基づき、劣化した屋上防水及び外壁等の耐久性向上、躯体影響低減等の予防保全を目的として改修を行うものであります。

工事名称は令和8年度弘前市駅前住宅1期棟屋上防水・外壁等改修工事で、工事場所は弘前市大字大町一丁目13番地11であります。

工事の概要は、弘前市駅前住宅1期棟の屋上防水及び外壁改修、エレベーター棟の屋根及び外壁改修、スロープ上家新築等を行うものであります。

契約金額は2億2165万円、契約の相手方は株式会社小山田建設で、竣工期限を本契約を成立させる旨の意思表示により指定される日から270日間として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） なぜ今回、参加が1者にとどまったのかということと、技術評価点が12点中10.5点ということだったのですが、この評価項目の点数はそれぞれ幾らだったのかということです。

もう一つは、この間新聞等でも報道されていましたが、日本総合研究所が調査の結果と合わせて次のように提言していました。価格が合わないことを原因とした不落は相当数発生

しており、極めて深刻な状況にあると。公告前から官民が十分に対話することで、市況を踏まえた予定価格を設定することが肝要であるというふうにしていたのですけれども、本市において、この入札に関わる予定価格について、資材等の高騰や人材不足といったものも加味して設定しているものなのかどうなのか答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 最初に、参加者の1者について説明します。

本工事の主な入札参加資格要件として、平成23年度以降に建築一式工事で1件の契約金額が1億1200万円以上の元請施工実績があることとしており、市内の建築一式工事A等級16者のうち、入札参加要件を満たすものとして12者が参加可能と想定しておりました。

業者は、本工事の価格、他工事との兼ね合い等を総合的に判断した結果で応募者が少なかったのではないかと考えております。

次に、技術評価点の評価項目の点数についてです。

技術評価点は、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献の3項目で評価しています。落札者の評価項目の内訳ですが、企業の施工能力は5.5点中、施工実績、工事成績、優良工事表彰の項目全て満点の5.5点でした。次に、配置予定技術者の能力は4.5点中、施工実績、優良工事技術者表彰が2.5点の満点、保有資格が2点中1点で、計3.5点でした。最後に、地域貢献は2点中、防災協定の締結状況等が1点の満点、技術者の雇用状況が1点中0.5点で、計1.5点でした。

次に、予定価格についてです。

予定価格については、本工事を含め全ての市発注工事において、設計から積算した設計額を基に設定しており、設計額は設計時点での県単価、建設物価などの最新単価や見積りを用いて積算しています。

なお、工期中の物価や賃金水準の変動により契約金額が不適切なものとならないよう、工事請負契約約款において請負代金額の変更を請求できる旨のスライド条項を定めており、中東情勢等の影響による建設資材高騰など、受注者から協議の申出があった場合にはその内容を精査の上、変更契約の可否を判断し、適切に対応を行います。

○18番（千葉浩規委員） 今回の答弁によると、保有資格が2点中1点と、技術者の雇用状況が1点中0.5点ということで、全体を見れば点数は高いのですけれども、技術者に関わる評価が若干少ないように見えるのですけれども、この点について問題はないでしょうか。

○契約課長（成田政嗣） 技術者に関わる評価について説明します。

配置予定技術者は本工事に必要な資格を有しており、落札者は昨年度竣工の関連工事である令和7年度弘前市駅前住宅2期棟屋上防水・外壁等改修工事を施工した同一業者で実績も十分であることから、本工事の施工に問題はないものと考えております。

○18番（千葉浩規委員） 今回の1期屋上防水・外壁等改修工事ということなのですから、そうすると、そのほか関連した工事もあったし、またこれからも計画されているのかなと思うのですが、その関連した工事についてはどうなのか、答弁をお願いします。

○建築住宅課長（伊藤信明） 駅前住宅は、当市の公営住宅等長寿命化計画において、令和6年度から8年度にかけて集中的に改修工事を行うこととしておりまして、昨年度に行った2期棟の屋上防水・外壁等改修工事のほかに、これまでに給水設備改修工事や電気設備改修工事、照明器具の改修工事を実施済みであります。

今年度は、本定例会に上程をいたしました1期棟の屋上防水・外壁等改修工事のほか、当該工事と並行してエレベーターの改修工事を予定しておりますけれども、これらの改修工事を

もって駅前住宅の改修工事は一通り終わることになります。

○15番（畑山 聡委員） 私から1点だけ。ちょっと分からないので。一般競争入札執行書の一番右下に書いてある落札率99.75%というのは、これはどういう意味合いのものか教えていただければと思います。

○契約課長（成田政嗣） 落札価格を予定価格で割って計算したものです。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第61号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（令和6年度弘前城天守基礎耐震補強工事）

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第61号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。

弘前城天守基礎耐震補強工事に係る議案第61号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面をお配りしております。

それでは、議案第61号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年12月24日議案第98号をもって議決を経て契約を締結した令和6年度弘前城天守基礎耐震補強工事に係る工事請負契約について、契約金額を7億1500万円から約39.15%増の9億9490万6000円に変更しようとするものであります。

変更契約の理由は、場所打ちくい工事2か所において、事前のボーリング調査で未検出の巨礫層が出現し、作業が難航したことから、新たに深礎山留工を15メートル計上するほか、鋼管コンクリートくい4本のうち2本を硬質地盤仕様に変更するなど、障害物対策に関する増工などをしようとするものであります。

なお、本工事については工期延長も予定されており、本議案議決後に市長の専決処分で行い、令和8年第3回定例会に報告させていただく予定であります。

以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） ちょっと担当課のほうから資料も頂いて、それにも沿いながら質疑していきたいと思います。

それで、今答弁にあった当該巨礫層についてなのですけれども、構内での分布状況や層圧等を記録してきたというふうに資料には書いているのですけれども、そこでこの巨礫層、全体としてどんな層であったのかということ。

また、なぜ事前のボーリング調査で検出されなかったのかなと。これについてどのように考えているのかということです。というのは、今回はこれは設計変更にあたると思うのですが、そもそもなぜ設計変更になったのかということをとどると、やはりこの事前のボーリング調査で検出されなかったということが最大の問題ではないのかということで、この事前のボーリング調査でなぜ検出されなかったのか、それをどう考えているのかということについて答弁をお願いします。

○公園緑地課長（早坂謙丞） まず、巨礫層が全体でどういう層だったかということにつきましては、巨礫層は粘土質の砂に約50センチメートルほどの巨礫が散在しているような分布状況になっておりました。厚さは1.1メートルほどありました。

この巨礫につきましては、弘前城跡本丸石垣発掘調査委員会の委員に直接構内を確認していただいております。その見解といたしましては、砂や粘土などを主体とする層の中に角張った安山岩——これはマグマが冷えて固まった岩の一種なのですが、安山岩の巨礫が散在しており、このような特徴から岩木山の岩屑なだれの堆積物の可能性が高いと思われるというようなことでございました。

それから、事前の調査で検出されなかったという点につきましてですが、ボーリング調査は、直径7センチメートル弱の口径で岩石等に穴を開けるというような調査でございますが、岩盤のように面的に広がっている層であれば採取できますけれども、当該箇所層の調査結果では、粘土質の砂の層となっていること、また先ほど来、巨礫が散在しているという、層になっていないという状況から、その石と石との間をすり抜けていつてしまっているもので、今回事前の調査では検出されなかったと考えております。

○18番（千葉浩規委員） あとは、この請負金額が2億8000万円、約39%の増になるということなのですけれども、その金額の根拠について答弁をお願いしたいということと、もう一つは、先ほどお話ししましたとおり、当初の契約金額から39%の増だということですが、私、ちょっといろいろ調べてみたら、30%を超える増額は設計変更では認められないというルールがあるというふうに聞いたのですけれども、今回、これがなぜ適用されないのかということについて答弁をお願いします。

○公園緑地課長（早坂謙丞） まず、増額となった理由でございますが、増額の内訳といたしまして、巨礫層に対応する深礎工法の追加に約5500万円。それから、硬質地盤仕様のTBH工法というのがあります。これが粘りのある安定液を掘った穴に入れまして、土を削り、泥の状態にしながら吸い上げる工法なのですが、これの機械掘削と関連機材の追加分で約1億3200万円。これに諸経費などが入り、約2.8億円の増となったものでございます。

金額の根拠といたしましては、コンクリートや鉄筋等、汎用性のある材料は公表されている地区単価や物価資料、それから深礎工法に使用するライナープレート等は取扱商社3者の見積り最低価格、それから特殊性のある深礎工法の労務費、それからTBH工法と関連機材の費用については、この工法に対応できる専門業者3者の見積り最低価格を採用しており、これらを

積み上げて直接工事費を算出し、これに青森県建築工事積算基準の算定式による諸経費を加算して工事価格を算出していきます。

○契約課長（成田政嗣） 分離発注について説明します。

国では、30%を超える変更については原則として別途契約することを定めておりますが、現に施工中の工事と分離して施工することが困難なものについては変更契約ができるものとしております。

当市では、設計変更に伴う契約変更の取扱要領において、20%を超える変更について同様の取扱いとしており、本議案の変更内容については分離施工が困難であることから、増額の変更契約として対応するものです。

○18番（千葉浩規委員） 今回、まずは追加議案となった理由について。

あとは、今回は請負契約の変更契約締結に関する議案ということでした。先ほど説明にもあったのですが、工事期間の延長については、今回の提案にならないで、次の議会で報告というふうなことでした。そこで、このような経過をたどることになる理由についてと、あとは、今後の天守の曳戻しを含めて、スケジュール全体への影響はないのか答弁をお願いします。

○公園緑地課長（早坂謙丞） まず、追加の提案となった理由でございますが、本工事につきましては、文化庁ですとか専門の委員から工法や内容について適宜了承を得ながら実施しております。

今回、天守の基礎耐震補強のため、場所打ちくい等の工事を進めてまいりましたが、昨年11月からの掘削において巨礫層が出現したことなどから、工事が大幅に難航いたしました。

その後、巨礫層を含む現場確認や専門家との現地調査を改めて行い、その結果を踏まえた対応案について検討を進め、弘前城跡整備指導委員会と弘前城本丸石垣修理委員会の両委員長及び文化庁からその対応案の了承が得られ、工法等が確定したのが本年5月中旬であります。

その後、議会の議決を得るための所要の準備が整ったことから、追加を提案させていただいたものであります。

○契約課長（成田政嗣） 工事期間の延長についてです。

弘前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を得た契約に関しては、設計変更等により契約金額の100分の5に相当する金額の範囲内で契約金額を変更すること、契約の履行期限を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当市の定める市長の専決処分事項に指定されております。

本議案につきましては、契約金額が100分の5を超える変更となるため本議会で議決いただき、工期延長については、本議案による議決とは別途、市長の専決処分によって行う必要があることから、本議案には含めていないものであります。

なお、本議会の議決後、市長の専決処分による工期延長の変更契約を行い、令和8年第3回定例会で報告を予定しております。

○公園緑地課長（早坂謙丞） 最後に、今後のスケジュール全体の影響ですけれども、資料にございますとおり、本工事の工期を12月10日まで延長する予定であります。これより前に完成検査を終えるよう今現在進めているところでございますが、関連する天守の曳戻し工事についても令和9年3月20日までの工期となっていることから、現在のところ、全体的なスケジュールには影響がないものと考えております。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第62号 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

○委員長（外崎勝康委員） 最後に、議案第62号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（黒沼立真） 議案第62号物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について御説明申し上げますので、資料1を御覧ください。

本件に係る物損事故は、令和8年4月4日午前9時35分頃、相手方が車両を運転し、一般県道桔梗野富田線を走行していたところ、旭ヶ丘一丁目1番地1地先の同県道に市が設置していた地下式消火栓の蓋が跳ね上がり相手方車両下部に接触し、相手方車両が損傷したものであります。

当該事故の原因は、地下式消火栓の蓋枠支持部が繰り返しの車両通行により摩耗し、がたつきが生じていたところ、相手方車両の前輪タイヤの踏圧により蓋枠が落ち込み、下にぶつかった反動で蓋が跳ね上がったことによるものと考えられます。

次に、損害賠償の額は車両の修理費用61万7078円と代車費用9万4050円の合わせて71万1128円となり、過失割合につきましては市が100%、相手方がゼロ%で、損害賠償金は当市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険で全額支払われる予定となっております。

次に、和解の内容につきましては、市は相手方の損害に対する賠償金として71万1128円を相手方に支払い、双方とも、この事故に関して今後何らの請求をしないものであります。

資料2を御覧ください。

事故の発生場所につきましては、一般県道桔梗野富田線と市道桔梗野2号線が接する交差点から西弘方向へ約11メートル進んだ場所に位置します。

資料3を御覧ください。

車両に接触した地下式消火栓及び損傷があった車両の写真であります。

以上が物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての内容でありまして、相手方と示談の同意を取り付けましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○18番（千葉浩規委員） 今の説明であると、相手方車両の前輪タイヤが踏圧で蓋枠が落ち込んで、その反動で蓋が跳ね上がったということなのではけれども、この写真を見ても枠の下がどうなっているのかちょっとよく分からないのですけれども、蓋枠の形状と、またこの穴はどんな状況だったのかということについて答弁をお願いします。

○防災課長（青山洋蔵） 今回事故があった消火栓につきましては、地下に埋設している消火栓になります。資料の写真にあるマンホールの下に消火栓を格納するための角状のコンクリート製のマンホールがございます。そして、その角状のマンホールの上部、縁に沿って窓を乗せるための枠があります。

今回の状態については、周辺の道路の損傷によって、枠ごとがたっている状況で、今回はその枠・蓋ともに車両下部に接触し、車体が破損したものでございます。

○18番（千葉浩規委員） あとは、この資料によると、全額を全国市長会市民総合賠償補償保険で補償ということなのですが、この保険の概要についてお知らせください。

○防災課長（青山洋蔵） 全国市長会市民総合賠償補償保険でございますが、こちらについては、市が所有・使用・管理する自治体施設の瑕疵・欠陥により、市に国家賠償法・民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害に対して保険金が支払われるものでございます。

○18番（千葉浩規委員） あとは、地下式の消火栓の設置数と、その点検はどうなっているのかなど。ここまで誰も気づかなかったのかなと正直思ってしまうので、お願いします。

○防災課長（青山洋蔵） 市内の消火栓の数でございますが、全体で2,503か所ございます。そのうち、今回の事故のあったような地下式の消火栓については1,865か所ございます。

そして、消火栓の点検の状況でございますが、点検については、弘前消防本部が春と秋の年2回消火栓の点検を実施してございまして、異常箇所があれば報告があることになってございます。そのほか、道路管理者ですとか上下水道部からも、異常が発見された際には連絡があるケースもございます。

○4番（工藤裕介委員） 今の千葉委員の質疑で私が質疑したいこともほとんど網羅されていたのですけれども、こういった蓋の跳ね上がりというか、こういった物損事故というのは、今回が初めてなものでしょうか。

○防災課長（青山洋蔵） 過去に起きた同様の事故ですが、直近ですと、令和4年度に1件事故が発生しております。状況は若干違うのですが、内容はマンホールよりももう少し小さめの消火栓の仕切弁の蓋と道路に段差が生じていることに起因して、通行車両のタイヤが乗り上げた際にタイヤがパンクし、ホイールが破損したという事故が令和4年度に発生しております。

○4番（工藤裕介委員） それを含めて、今までそういった事故以外で蓋が破損するという、ここ5年ぐらいで何件か起きているものでしょうか。車との事故とかではなくてですね。

○防災課長（青山洋蔵） 蓋の破損に限らず、消火栓の不具合、維持管理をする上で補修が必要なものについては、毎年予算化して定期的に改修の工事を行っております。令和7年度ですと消火栓の改修が8件、令和6年度では改修については12か所。令和5年度ですと8か所と、例年10か所程度の改修工事を行ってございます。

○15番（畑山 聡委員） 一つだけ。ここに和解とありますが、これは裁判所のものではなくて、当事者同士の和解契約によるものということでしょうか。

○防災課長（青山洋蔵） そのとおりでございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（外崎勝康委員） 次に、案件２、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてを議題といたします。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前10時42分 休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を総務常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

【午前10時46分 開議】

○委員長（外崎勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、配付しております調査事項「行財政改革・事務改善等について」「広聴・広報行政等について」「情報化推進行政等について」「広域行政等について」「市有財産の管理運営等について」「入札制度等の契約事務について」「安全・防災行政について」「その他、他の常任委員会の所管に属さない事項」を閉会中の継続審査事件として決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時47分 散会】